

豆知識

ワンクリック請求では、契約は成立していません

- ・いきなり登録完了・請求画面が表示されるワンクリック請求では、そもそも**契約は成立していません**。
- ・利用者が申し込んでも**確認画面で確認していない場合は、契約は無効です**。

電子消費者契約法では...

- 消費者が**契約をする意思がないのに**（あるいは契約内容について誤解して）申込みをしてしまった際、事業者が消費者に対して **申込内容を再度確認させるための画面を用意していなかった場合**、その**契約は無効**とされています。

有効な契約のイメージ図

年齢認証画面

あなたは18歳以上ですか？

「はい」
を押すと

確認画面

利用登録をしますか？
(登録料は〇〇円です)

「はい」
を押すと

登録完了(請求)画面

登録完了しました。
登録料は〇〇円です

〇月〇日までにお支払いください。

お知らせ

消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、学校の授業などに、無料で消費者講座の講師を派遣します。

講師の派遣を希望される場合は、「講師派遣申請書」を県HPからダウンロードして、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日により派遣できないことがありますので、申請はお早めにお願いします。



山口県HP <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/shohi-center-top/14786.html>

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が**分かる**

1

→ ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が**分からない**

2

→ ○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど